

運営主体の在り方について (複数クラブが法人等に運営を移管する場合)

委員意見集約結果

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
<p>既存法人等に 運営を移管する</p>	<p>・法人設立にかかる手間が省略できる。(事務局の設置場所、責任者の認定) ・法人としての運営のノウハウが既にある。 ・運営ルールを新たに作らなくて良い ・放課後児童クラブの安定性と持続性、適切な会計を考えた時には、最善の選択 ・既存の社会福祉法人・学校法人等に運営を移管することで、放課後児童クラブが幼保小連携強化の一助となるのではないかと。 ・地域での信頼関係が増す ・運営に関するコスト意識が高いため安定的な運営が見込まれる。 ■事務を一元的・集中的に処理することとなれば、労働基準法等に定めのある労働基準を遵守することに繋がる</p>	<p>①民間企業等の法人が運営者のなった場合、これまで通り学校舎の利用ができるかどうか。 ②放課後児童クラブの運営を受ける既存法人がないことも予想される。 ③それぞれが大切にしてきた地域性が失われる。 ④移管先と理念の一致がでない懸念がある。</p>	<p>・学校との事前調整 ・市内で児童クラブの運営を希望する社会福祉法人や学校法人、NPO法人を募り、それぞれの運営委員会が、希望する法人と運営についての詳細を協議する。※市町村は運営委員会と法人の紹介のみを行う。 ・運営ルールの再検討(運用の工夫次第) ・法人と丁寧に協議することで理解が得られる。 ・理念が合わない組織には移管しない ・自治体が受託団体の調査を行い、放課後児童クラブ運営に対して明確な指針を示す団体であることを確認する。 ・支援員以外の事務を担う人材を雇った場合の人員費補助等 ・統一ルールの検討</p>
	<p>■支援員の雇用形態が安定する ■人事異動等により指導員確保が図れる。 ■クラブ間での人事異動などにより、各クラブの質が均一化されるとともに、クラブ内で研修が充実することで支援員の質の向上をはかることができる。 ■主任支援員の仕事ははっきり区分される。</p>	<p>⑦専任の事務員等の雇用が発生してことから費用の増加が予想される。 ⑧市内で統一されていない保育料を、均一化する必要性がでてくる。 ⑨支援員不足。</p>	<p>・支援員以外の事務を担う人材を雇った場合の人員費補助等 ・統一ルールの検討 ・常勤支援員の配置。そのために、業務を明確化するとともに、配置に必要な書類を整備。 ・支援員の求人、求職マッチングシステム(広域)があるとよい。 ・支援員の処遇に関しても、理解を求めながら運営を委託することも大切である。</p>
	<p>■事務処理が集約でき支援員が保育に専念できる。 ■統一ルールで運営することとなれば、利用者側から見た事業の公平性をより担保できる。 ■保護者による事務や会計処理の負担軽減につながる。</p>	<p>⑩雇用関係の移行(現支援員の承認が必要・既存法人の支援員等との労働条件の調整) ⑪支援員がクラブ持ち回りになると、子ども達や保護者との信頼関係がづくりにくい。 ⑫クラブの資産(保護者会費含む運営費等)の処分、移行 ⑬利用料が設立趣旨に反して高くなる可能性がある。</p>	<p>・支援員のクラブ持ち回りは、なるべくしない。 ・主体的に議論参画できる場の設置。 ・保護者への説明時に、効率性のみを重視するのではなく、その関わり方を共に構築しながら移管へとつなげていく必要がある。 ・保護者会は残す ・事前に資産整理したうえで、移管先に持ち込まない。 ・行う事業の内容にもよるが、ある程度の利用者目線での事業としてもらうよう指導する。 ・適正な利用料の算定を開示し、保護者の理解を得る。</p>
<p>新規法人等に 運営を移管する</p>	<p>・運営の仕方など、希望を取り入れたルールづくりが可能(市町村の必要に応じた、法人の運営をすることができる。) ・保護者や地域の方々で運営されている児童クラブなので、今まで関わった方々の思いを法人に込めることができる。 ・新たに法人がつくれることにより、真新しい人間関係のなかで事業を始めることができる。 ・統一ルールで運営することとなれば、利用者側から見た事業の公平性をより担保できる。 ■事務を一元的・集中的に処理することとなれば、労働基準法等に定めのある労働基準を遵守することに繋がる</p>	<p>⑥法人設立に係る労力が必要。(活動場所・運営者や支援員の確保・運営方法のノウハウ) ⑦専任の事務員等の雇用が発生してことから費用の増加が予想される。 ⑧市内で統一されていない保育料を、均一化する必要性がでてくる。 ⑨雇用関係の移行(現支援員の承認が必要・既存法人の支援員等との労働条件の調整) ⑩支援員不足。</p>	<p>・新規法人を自治体を中心とした団体で設立する (例)法人理事を、行政代表(部長級)・児童クラブ代表(市町村の放課後児童クラブ連絡協議会会長)・学校代表(小学校校長)・地域代表(市町村の自治体連合会会長)・民生委員代表・児童委員代表・PTA代表(市町村PTA連合会会長)により組織し、代表理事を市町村の放課後児童クラブ連絡協議会の会長が務めるようにする。 ・事前の勉強会開催 ・既存の法人化されたクラブでノウハウを教えてもらうことや行政の支援が必要。 ・法人設立と運営のコンサルタント会社と契約できるようにし、そのコンサルタント費用を県と市町村で負担する。 ・支援員以外の事務を担う人材を雇った場合の人員費補助等。 ・統一ルールの検討 ・支援員の処遇に関しても、理解を求めながら運営を委託することも大切である</p>
	<p>■支援員の雇用形態が安定する。 ■人事異動等により指導員確保が図れる。 ■クラブ間での人事異動などにより、各クラブの質が均一化されるとともに、クラブ内で研修が充実することで支援員の質の向上をはかることができる。 ■主任支援員の仕事ははっきり区分される。</p>	<p>⑪支援員がクラブ持ち回りになると、子ども達や保護者との信頼関係がづくりにくい。 ⑫クラブの資産(保護者会費含む運営費等)の処分、移行 ⑬利用料が設立趣旨に反して高くなる可能性がある。</p>	<p>・常勤支援員の配置。そのために、業務を明確化するとともに、配置に必要な書類を整備。 ・支援員の求人、求職マッチングシステム(広域)があるとよい。 ・支援員のクラブ持ち回りは、なるべくしない。 ・主体的に議論参画できる場の設置。 ・保護者への説明時に、効率性のみを重視するのではなく、その関わり方を共に構築しながら移管へとつなげていく必要がある。 ・保護者会は残す ・余剰金に補助金は含まれていないと整理したうえで、各クラブ毎で余剰金が発生しないようにする。 ・行う事業の内容にもよるが、ある程度の利用者目線での事業としてもらうよう指導する。 ・適正な利用料の算定を開示し、保護者の理解を得る。</p>
	<p>・志の強い集団が設立することで利用者目線の法人となる可能性が大きい。 ■事務処理が集約でき支援員が保育に専念できる。 ■統一ルールで運営することとなれば、利用者側から見た事業の公平性をより担保できる。 ■保護者による事務や会計処理の負担軽減につながる。</p>		

■共通